

お知らせ

「事後審査型一般競争入札における1者入札の取扱い」 の改正を行います。

平成31年4月1日以降に入札公告をする入札に適用します。

1. 改正内容

電子入札方式及び郵便方式による事後審査型一般競争入札について、入札者が1者の場合の取扱いを、「入札を原則中止」から「入札を原則執行」に変更します。

2. 対象

事後審査型一般競争入札のうち、下記の入札方式によるもの

- ・ 埼玉県電子入札共同システムを利用する、電子入札方式により執行するもの
- ・ 郵便方式により執行するもの

※ ただし、「入札者が1者の場合に中止する」旨を公告した場合は除きます。

3. 適用日

平成31年4月1日以降に入札公告をする入札に適用します。